

高等学校における特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議（第6回）

平成28年3月1日

【岩井主査】 定刻となりましたので、ただいまから高等学校における特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議を開催させていただきます。本日はお忙しいところお集まりいただき、誠にありがとうございます。

前回の会議では、論点整理案について御議論いただいたところですが、そこでの御意見も踏まえ、さらに加筆修正した報告案を今回は用意しております。本日は、この報告案についてさらに議論を深めていき、ある程度の取りまとめを行いたいと思います。限られた時間ではありますが、積極的な御議論をお願いいたします。

なお、報道関係者及び一般の傍聴者に対して会議を公開することとしておりますので、御承知おきください。

それでは、議事に入る前に、まず、配付資料について事務局から説明をお願いします。

【田井特別支援教育課専門官】 特別支援教育課でございます。

本日の配付資料は、議事次第にありますとおり、資料1として、これまでの御意見に前回会議における御意見を追記したものを御用意しております。資料2-1として報告書案の概要、また、資料2-2として、前回会議から加筆修正を行った報告書案を御用意しております。資料3として今後のスケジュールをお示ししております。本日の会議終了後から、パブリックコメントを19日間、3月19日まで実施いたします。

また、追加の配付資料といたしまして、笹谷委員から御提出いただきました、こちらの高校におけます教科科目の表示をしております、学習指導要領から抜粋しております一枚ものを机上に配付させていただいております。

また、本日、永妻委員は、急遽、公務の関係で御欠席という御連絡を頂いておりますので、併せて御報告させていただきます。

資料につきまして、万が一不足等ございましたら、事務局にお申し付けいただければと思います。

【岩井主査】 ありがとうございました。

それでは、本日の議事に入りたいと思います。まずは、資料2の報告案について、前回の会議から修正した箇所を中心に、事務局から説明をお願いします。

【田井特別支援教育課専門官】 特別支援教育課でございます。

資料2-2を御覧いただければと思います。こちらは前回までにおまとめいただきました論点整理案を、御意見を踏まえて、さらに報告案としてまとめたものでございます。先生方のお手元には前回の論点整理案からの修正部分が赤字で示しております、こちらの資料も配付をさせていただいておりますので、併せて御覧いただければと思います。

前回、御欠席の先生方もいらっしやいまして、大変恐縮ではございますが、前回からの修正部分を中心に御説明をさせていただきます。

最初のページでございますけれども、目次を追加させていただいております。

また、1枚おめくりいただきまして、1ページ目として、「はじめに」を追加し、本報告書の作成に至った経緯を記載しております。まず、平成18年の学校教育法改正において、全ての学校において障害による困難を克服するための教育を行うことが明記されたこと。また、21年の高等学校ワーキング・グループ報告において、高校における通級による指導について、将来の制度化を視野に入れた実践を進める必要性が示されたこと。その後、平成24年の中央教育審議会初等中等教育分科会の報告においても、高校で自立活動等を指導し得るようになるために検討の必要性が指摘されたこと。これらを受けて、文部科学省において、障害に応じた特別の指導を高校において実施するモデル事業を進めてきたこと。これらを踏まえて、本会議では、高校における通級による指導の制度化及び充実方策について議論を行い、文部科学省に対して提言するものであること。最後に、通級による指導の導入は、障害のある生徒を特別な場に追いやるものであってはならず、特別支援教育の基本理念を改めて認識し、障害のある生徒の在籍する全ての高校において、特別教育が一層推進されることを期待することを述べております。

次に、2ページ目、1ポツ、特別支援教育の意義と通級による指導等をめぐる動向でございます。(2) 通級による指導等を巡る動向につきまして、通級による指導に特化した記載にすべきとの御意見を踏まえまして、一般的な歴史についての記載は削除し、二つ目の丸、また、1枚おめくりいただきまして、三つ目の丸で、指導の対象にLD、ADHDが加わった経緯等を追記させていただいております。

また、3ページ目、一番下の丸でございますけれども、インクルーシブ教育システムの説明を丁寧にした方がよいという御意見を踏まえまして、その目的を記載しております。

また、その下の注釈の4番目で、障害者権利条約における定義についても説明を加えております。

次に、4ページの2ポツ、高等学校における通級による指導の制度化の必要性等についてです。(1) 現状と課題の三つ目の丸につきまして、いわゆる適格者主義の考え方の変遷について明確に示した方がよいという御意見を頂きましたので、4行目の通知からの引用部分について、「高等学校の目的に照らして、心身に異常があり修学に堪えないと認められる者その他」という文言を通知から引用することとしまして、現在はこのような考え方が一律に採られていないということを明確にいたしました。また、この2ポツの部分につきましては、議論がきちんと流れていないというような御指摘も頂きましたので、前回の論点整理案の記載を組み替えております。

次に、おめくりいただきまして、5ページ目の二つ目の丸までは前回同様の記述でございますが、三つ目の丸として、高校卒業後に就労・進学先で困難を抱えている生徒の状況に鑑み、生徒一人一人の教育的ニーズに応じた授業力・指導力の育成が急務となっていること。

四つ目の丸として、中学校において通級による指導を受けている生徒数は年々増加しており、これらの生徒を受け入れている高校においても「学びの場」の整備が求められていることを記載しております。

その上で、6ページ目の(2) 制度化の必要性といたしまして、一つ目の丸で、小・中学校等においては、連続性のある多様な「学びの場」が整備されているのに対し、中学校卒業後の進学先は、主として高校の通常学級又は特別支援学校高等部に限られていることを述べ、二つ目の丸で、中学校から引き続き通級による指導を必要とする生徒等には、高校において適切な指導、支援が行われなくてはならないとしております。

次に、三つ目の丸で、高校においては、現行制度では、特別の指導領域を設けた教育課程の編成はできない旨を述べております。その際、高校において、これまで自立活動の内容等を参考にした学校設定教科・科目の設定等の種々の実践が行われてきたことに触れるべきという御意見を頂きましたので、最初にそのような記載を加えております。

その上で、しかしながら、特別の指導領域を設けて教育課程を編成することはできないこと、特別支援学校の自立活動では、個々の生徒の障害の実態等に応じて、個別に指導目標、指導内容等を設定し、きめ細かな指導が可能となっていることを述べ、高校においてもそのような特別の指導を実施できるようにする必要があるとしております。

これらを踏まえ、おめくりいただきまして、7ページの一つ目の丸で、高校通級による指導の制度化が必要であるとしております。また、中等教育学校の後期課程についても併せ

て制度化が必要であるということを追記しております。

次に、(3) 制度化により期待される効果につきましては、今回新たに追記した部分でございます。1、インクルーシブ教育システムの理念の具現化、2、学びの連続性の確保、3、生徒一人一人の教育的ニーズに即した適切な指導及び必要な支援の提供について、それぞれ記載をさせていただいております。

次に、8ページ目、(4) の制度化に当たって配慮すべき事項につきましては、これまで制度化の意義の中で記載していた記述を、順番を並べ替えて記載しております。

1ページおめくりいただきまして、9ページ、一つ目の丸につきましては、今回追記した部分でございます。これ以降の記述につきましては、主に公立学校を念頭に置いた記述となっておりますが、国立学校や私立学校においても教育方針や地域の実情等を踏まえつつ、必要に応じて通級による指導に取り組むことが考えられる旨を記載しております。

次に、3ポツ、特別支援学校における通級による指導の制度設計についてです。こちらは、1枚おめくりいただきまして、(3) の通級による指導の対象の部分について加筆をしております。

まず、一つ目の丸につきましては、各学校が対象者を判断するに当たり、もう少し詳しい記述が必要であるとの御意見を踏まえまして、2段落目以降で、通級による指導の性質上、通常の学級で授業を受けることが可能な程度の生徒であることが前提となること。また、各障害種の程度や特性、主要な教育的ニーズについても、小・中学校と同様、今後も文部科学省が示していくことが必要である旨を追記しております。

次に、12ページ、(4) 指導内容についてです。三つ目の丸につきましては、小・中学校の通級による指導における補充のための特別の指導についての記載でございますけれども、前回の論点整理におきましては、自立活動の目的を達成するために補充指導を行う旨の記載をしておりましたところ、自立活動は教科の基礎となるものであり、目的と手段が逆ではないかという御指摘を頂きましたので、その記述は削除しております。

その上で、一番下の丸についてですが、高校においては、教科の遅れた部分を取り戻すための指導は、学校設定教科・科目の中で実施できることを踏まえまして、次のページになりますけれども、高等学校における補充指導とは、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するための指導を、各教科・科目の内容と関連付けて行うものであることとし、教科指導の延長ではなく、自立活動に相当する指導の一環として実施することが適当である旨を記載させていただいております。

次に、(5) 指導形態でございます。こちらは前回の御意見を踏まえて追記した部分でございます。自校通級、他校通級についてそれぞれメリット、デメリットを説明した上で、各学校、地域の実態を踏まえて、効果的な実施形態を選択することが必要であるとしております。

次に、(6) 通級による指導が必要となる生徒の判断手続き等でございます。まず、御意見を踏まえまして、①として、学校説明会において、通級による指導の目的や内容等について説明する必要がある旨を追記いたしました。

また、1枚おめくりいただきまして、15ページでございますが、④校内委員会等における検討について、最後の文章でございますが、他校通級の場合、対象となる生徒の教育的ニーズが大幅に異なることのないよう、教育委員会の協力も得ながら、通級による指導の実施校との調整を行う必要がある旨を追記いたしました。

さらに、⑤として、対象者の決定に当たり、各学校における判断が難しい場合には、学校からの求めに応じ、教育委員会において、専門家チームや教育支援委員会等を活用し、学校に対して助言する等の支援を行う旨を追記いたしました。

また、退級の手続についても触れるべきという御意見を踏まえまして、最後の丸として、退級の判定手続についても、上記のプロセスによることが必要である旨を記載いたしました。

次に、16ページ、4ポツの高等学校における通級による指導の制度化に当たっての充実方策についてです。まず、(1) 国の役割についてですが、1枚おめくりいただきまして、17ページの一番下の文章でございます。こちらは、御意見を踏まえまして、就労後を見据えた通級による指導の内容の研究・開発や、教育と労働・福祉等の関係機関が協働し、在学時から卒業後までを組織的に支援するための施策の実施に努めることが必要である旨、追記させていただいております。

さらに、次のページの最初の丸で、制度化後のフォローアップの必要性についても追記をしております。

次に、(2) 教育委員会の役割についてです。二つ目の丸の2段落目、市町村、教育委員会の役割について述べている部分でございますが、高校における個別の教育支援計画作成への支援が必要であるという御意見を踏まえ、中学校における個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成、引き継ぎを促進し、高校が円滑にそれらを作成できるようにすることが望まれるとしております。

また、次の段落で、関係機関とのネットワークの活用の必要性についても御意見を踏まえて追記をしております。

次に、(3) 学校の役割についてです。1枚おめくりいただきまして、19ページの二つ目の丸の最初に、高校における特別支援教育については、まず、通常の学級の中で障害の状態等に応じた適切な配慮が最大限行われることが重要であり、通級による指導は、当該配慮のみでは不十分な場合に行われるものである点を共通認識とする必要がある旨を記載させていただいております。

また、三つ目の丸の中で、御意見を踏まえまして、生徒一人一人が多様な教育的ニーズを有していることをお互いに理解し、個々の取組を認め合えるような学級作りが望まれる旨を追記しております。

また、最後の丸でございますが、個別の教育支援計画や指導計画の引き継ぎに当たっては、個人情報適切な取り扱いに留意する必要がある旨を追記しております。

次に、1枚おめくりいただきまして、最後の21ページでございます。「おわりに」という文章を追記しております。特別支援教育は、教育上特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されなくてはならないものであること。また、子供たち一人一人のニーズ応じて、必要な指導及び適切な支援が一層効果的に提供される必要があること。こうした教育環境を整備することは、共生社会や一億総活躍の実現に向けた大きな一歩となるものであること。このため、本報告では、高校における通級による指導の制度化について提言したこと。今後、本提言の内容を受けて、具体的な検討の着手、必要な制度改正、フォローアップを求めること。学校のみならず、労働、福祉、医療等の多様な関係分野との連携・協働が一層不可欠であり、あらゆる場において、こうした連携・協働が強化され、教育上特別な支援を必要とする子供たちに対する指導及び支援を一層充実させていくことが必要であること。本報告の内容が今後、速やかに実施され、特別支援教育に携わる全ての関係者が、特別支援教育の理念及び必要性を理解・共有した上で、共生社会や一億総活躍の実現に向けて行動していく一助となることを切望すること。

前回からの修正部分が中心の御説明で申し訳ありませんが、資料2-2については以上でございます。

また、前後して申し訳ありませんが、資料2-1についても簡単に御説明をさせていただきます。

こちらは、報告書案の内容を概要としてまとめた一枚紙でございます。

1枚おめくりいただきまして、2枚目ですけれども、こちらは報告書で御提言いただきました内容をロードマップに落とすとこのような工程になるのではないかという資料を事務局で作成したものでございます。今後の充実方策につきまして、国、教育委員会、通級を実施する高校、それぞれの役割についてまとめさせていただきます。こちらでも御確認いただきまして、御了解いただけましたら、概要とともに報告書の一部とさせていただきますと考えております。

資料の御説明は以上になります。どうぞよろしくお願いいたします。

【岩井主査】 御説明ありがとうございました。

それでは、項目ごとに、ある程度時間を区切って御議論いただきたいと思います。まず、1ポツの特別支援教育の歴史と意義、2ポツの高等学校における通級による指導の制度化についての意義、これは資料2-2の2ページから9ページぐらいまでのところですが、ここを中心にして、約15分程度で議論をしたいと思います。

御意見のある方は挙手又は名立てを立てていただき、御発言の際には必ずマイクを使用し、最初にお名前を言っていただくようお願いいたします。

それでは、御意見のある方、御発言をお願いいたします。

【笹谷委員】 綾瀬西高校の笹谷と申します。

5ページから6ページにかけてお話をさせていただきます。整理の精度が非常に上がっているということで、非常に嬉しく思っておりますが、今日、私の学校は卒業式がございました。3学年に在籍する全員が卒業証書を受けると。昨年も全員卒業で、今年も卒業ということで、今まで卒業する生徒が非常に少ない高校だったのが非常に様変わりしたわけです。

今、どういうことをお話ししたいかといいますと、5ページの一番下の丸、中学校において通級による指導を受けている生徒数が増えている問題、それから6ページの上から二つ目の丸、自尊感情の低下など二次的課題が生じていたりする生徒、ここのところは、総合すると、別の大きな問題、高校の中途退学の問題に直結する問題であります。ですから、これから最終的な文章を作っていくときは、やはり中学校からこぼれ落ちているだけでなく、それが高校の中途退学者の数が非常に多いという問題になっておりますので、この後の学校の役割というところにも絡んできますけれども、6ページの二つ目の丸のところ、高等学校において、速やかに適切な指導がなぜ必要かというところは、やはり中途退学者の問題が非常に大きいというところも少し検討していただければと思います。

以上になります。

【岩井主査】 具体的に中途退学の原因といいたいまいしょうか、その辺のところというのは何か先生の方から。

【笹谷委員】 これは、今日のページで言うと16ページから18ページにかけてのところ、高校の中でまだまだ特別支援教育体制ができていないということで、こぼれ落ちていくということになってまいりますので、通級による指導が始まることによって、多くの教員が、これは他の子についても見直す、今までできていなかったことがあるということの気づきの場面が非常に出てくるということになります。通級は通級の生徒のためでなくて、全ての生徒に関わって、全ての生徒にとって手を差し伸べる可能性が非常に高いということでございます。

【岩井主査】 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。もう少し範囲を広げていいですか。それとも……。ちょっと内容も幅広いので、もう一度目を通していただいて。

それでは、3ポツの高等学校における通級による指導の制度設計も含めて御議論いただければと思います。16ページまでの間ということになりますが、いかがでしょうか。

【中田委員】 お願いします。中田です。

14ページの丸の3で、非常に丁寧に生徒と保護者に対するガイダンスという項目が設定されているのですが、この第2文節で、「この際には」というところでちょっと分からないところがあるので、質問として出しております。

障害以外の要因によって、いろいろ、学習上、生活上の困難を持っている生徒はたくさんいるわけなので、そういう子については、これは通級の制度なので、障害によるということで説明するというのはよく分かるのですが、逆に言うと、通級による指導の対象というのは若干限定されていますよね。端的に言うと、知的障害の軽い子とか、そういう形の子の相談を受けた場合に、ここについては言及がないのですが、学校現場でいいますと、ここは結構出てくるなという気がしています。つまり、LDとか、教科書なんかを見ますと、その教科のみということで、そういう子は結構、教員の間ですぐ話題になるのですね、何でこれだけできないのか、という形で。しかし、全般的にどの教科を挙げてもできなくて、テストの点もかなりというときに、知的障害があるのかなという話になった場合に、そういう子の相談については対象にならないというのを説明する場合に、ちょっと厄介かなという気がするので、追記していただくとか、もう少し詳しく細分化しないと、現場としては理解しにくいかなと思いました。

【岩井主査】 確かに学校として、そういう相談を受けたときにどう対応するかというのは、当然現場では起きてくる中身ですね。理屈から言うと、これまでの話の中では、知的障害はとりあえずは対象ではない。多くの時間を通常の学級で学ぶことが可能であるという、非常に境界に近いところあたりの話というのはこれから出てくると思うのですけれども、何か事務局の方、コメントありますか。

【柘植副主査】 では、私が発言しましょうか。

14ページのところですよね。「この際には」というところ。障害以外の要因で、学習上又は生活上の困難を有する生徒とか、いることは確かですよね。その状態が、ADHDとか、LDだとか、自閉症を持つからこその学習上、生活上の困難と非常に似ている場合もあり得るのでしょうか。それは多分、6.5%の調査のときに、例の図1、図2、図3のグラフが出て、カットオフで切ったら、ぎりぎり入らなかった子があんな感じで並んでいるということなども含めると、そんなふうと考えて妥当なのだろうなと思います。

文章上のところで、十分説明することが必要であると書いてあるのですけれども、そういう可能性もあると。だけど、障害のある子供向けの通級なので、対象ではないので、説得すべきだ。説得という言葉がきつければ、別の言い方がいいのでしょうかけれども、あるいはそうではなくて、障害があつての学習上、生活上の困難なのか、そうじゃないのかが見極めが難しいので、取りあえず、通級の指導を始めるべきだとか、何かアクションをもうちょっと具体的に書いた方が、現場は分かりやすいのかなと思います。それで、指導を始めて1か月して、半年して、これは明らかに障害があるわけじゃないのだということが複合的なアセスメントとか何かで分かってくる、障害のある子供としての対応よりも、例えば普通の教科の補充だとかで行けるのだということであれば、通級から外れて普通の教育に持っていくというようなことも考えられるのかなと思います。ですから、この文章が、「可能性もある。」と「その場合」の次の2行が合っていない感じがしますね。結論というか、方向性を書いちゃった方がいいかなと。

ちなみにちょっと余分な話ですけれども、今から10年ぐらい前にニュージーランドに行ったときに、特学と通級がありました。そのほかに、アセスメント学級というのがありました。それは、はっきりその場で区別できない子供に取りあえずそこに入れてもらって、丁寧なアセスメントだけをするのではなくて、アセスメントしながら指導もしていく。それで、長い子は1週間とか1か月とか半年とか、2、3年滞在するのですけれども、その中で、これはこういうニーズだと明らかになると、本来のというのかな、箱に入れていく

というか入ってもらってという、診断を急がないというのかな。だから、小中学校と比べて、よりニーズが多様化して、障害があるからなのか、ないからなのか、分かりづらい状態のお子さんが多くなってしまっているとすると、その辺の車のハンドルの遊びみたいなものを残しておくような形にした方がいいのか。うまく説明できていますか。

【岩井主査】 思いは何となく良く分かるのですけれども、どう制度設計に落とし込むかといったときに、今のいろいろな小中の通級の制度とか、そういうものと比べると、その仕組みを作っていくというのはなかなか難しいかもしれないですね。だから、委員の皆さんの意見を伺えばいいのですけれども。

【柘植副主査】 ただ、小中も、お子さんの状態、様子を把握して、観察して、通級対象かどうか判断するなんてことをやっていないわけであって、通級による指導が必要なのだろうかという意見が上がってきたら、必要に応じて多様な心理検査バッテリーを組むだとか、チェックリストを掛けるだとか、インタビューをするだとか、産物、テストだとか絵だとか作文だとか、丁寧に分析しながら、最終的に学校、あるいは教育委員会と一緒に、あるいは教育委員会が判断をして決めていくわけであるので、今の通級対象かどうかという判断をする小中学校での仕組みが丁寧にここでもなされるとすれば、全く障害じゃないような状態のお子さんがほいほいと通級の対象になっていくということは、余り考えにくいのかなと思ったりもしますけれども。

【岩井主査】 どうぞ。

【中田委員】 すいません。さっきロードマップの御説明があつて、ここできっと高校の教員に説明した場合に、あるいは教育委員会の説明でもそうですけれども、割と集中するところだと思います。ですから、ある程度、具体的にしておかない限り、あとは学校の判断でという手もあるかもしれないのですけれども、その辺については、高等学校の場合、特にそういうことが出やすい、分からないということが端的に出ると思いますので、もう少し具体的なところまで、ある程度の線が出るようにした方がいいかなと思っています。

【柘植副主査】 私も質問があるのですけれども、いいですか。では、その後で。

【岩井主査】 では、どうぞ。

【大南委員】 話題を変えてもよろしいですか。

全国特別支援教育推進連盟の大南ですが、13ページの(5)なのですが、タイトルは指導形態ですが、中で使われている言葉は実施形態になっています。一つ目の丸の1行目と3つ目の丸の2行目は、効果的な実施形態とか、小・中学校等における通級による指導の実施形

態で、実施形態の方がいいかなと私が思いましたのは、実は、「指導形態」という言葉は、知的障害教育ではかなり古くから、教科別の指導、領域別の指導、教科等を併せた指導、生活単元学習とか作業学習、それらを説明するときに「指導形態」若しくは「指導の形態」という言葉を伝統的に使ってきました。

それで、前回、ちょっとこれはどうしようかなと思って何も発言しなかったのですが、読んでいくと、実施形態でいいのかなというような思いがしたものですから、今、意見を述べさせていただきます。

以上です。

【岩井主査】 ありがとうございます。

【柘植副主査】 質問です。

【岩井主査】 質問ですか。

【柘植副主査】 また別のところで、今の13ページの(5)の上のところです。3行目、自立活動に相当する指導の一環として実施することが適当である。私もそうかなと思いますが、読んだ方が混乱しないようにという意味での発言なのですけれども、12ページの下のところ、高等学校におけるということで、高等学校はやっぱり小中学校と違うので、こういう捉えなのかなとも読み取れるような文章かなとも思うのですが、いや、そうじゃなくて、これは現行の小中学校の通級も高等学校の捉えをこうすることによって、併せて小中学校の自立活動と教科の補充の捉えも変えていくのかという、その辺がちょっと分かりづらいのですけれども、どういうふうに……。だから、どっちかと決まっているなら、高等学校だけの話であるとか、もう少しクリアな文章にした方が読み手としては分かりやすいかなと思いました。どうなんですか。

【田井特別支援教育課専門官】 特別支援教育課でございます。

御指摘いただいた小中学校についての整理なんですけれども、現時点でどういう形で整理するかというのが確定しているわけではございません。今回も高校通級の報告書ということでありまして、高校だけの記述にさせていただいておりまして、その点が若干分かりにくいかと思いますが、小中学校につきましては、今、学習指導要領の改訂の議論を中教審でしておりますので、その中で、こういった点についても併せて議論をして、また考え方を出していく予定としてございます。

【柘植副主査】 先ほどの14ページの下のところ、中田先生と私が発言したこととも関連するのですけれども、やはり現行の小中学校の通級、とてもうまくできているのです

けれども、幾つか気になるところを挙げろと言われたら、やはり自立活動と教科の補充との関係だとか、教科の補充が、障害がなくて全般的に遅れちゃっている子供に使われちゃって、知的障害の子供の支援を受けているのではないかというような、それはまずいとすると、小中学校よりも先じて高等学校でこういう仕組みを作るときに、高等学校の通級の方から一歩先に出るというやり方は、私は良いと思います。

以上です。

【岩井主査】 ありがとうございます。今の点はそういうふうを考えていく、あるいは分かりやすいような表記をしていくというのが大事かと思いますので、検討をいたします。

それから、先ほどの生徒、保護者に対するガイダンスのところ、中田委員が指摘した障害以外の要因によりという文章が入っていますが、これは校内委員会での対象の検討とか、そういう流れの中でも中身としてはもっと明確に生きてくるものですよね。生徒、保護者へのガイダンスの内容としては、分かりやすいような内容にもう少し言葉を検討した方がいかもしれないですね。

他にいかがでしょうか。お願いします。

【高岡委員】 府中第九中学校の高岡です。

この報告書を見させていただいて、明日、都立高校の入試なのですが、正直言って行く場がないという言い方は大変あれなのですが、非常に難しいお子さんが受験をされていて、一体どうなるやらという、非常にどきどきした前日なのです。もしこれが制度設計ができるのであれば、今、困難を抱えている子供たちにとってかなり明るい光が見えるかなと思って、大変嬉しく見させていただきました。

その上で、そういう障害というか、困難を抱えているお子さんが高校に行く場合、情報をどうやって伝えるかというのが、中学校としては非常に悩むところなのです。具体的には、14ページの2番の生徒に関する情報の収集・行動場面の観察ですが、3行目から4行目にかけて、中学校において協力をして、と書いてあるのですが、どのように受け渡しをするのか、保護者の了解の下、個別の指導計画は渡しているのか、それとも、学校間、保護者の了解がなくてもそういうものはオーケーなのかどうか、個人情報に関してのことが少し書かれると、中学校としては非常に気が楽になるかなと思います。

それからもう一つ、14ページの下、3のところガイダンスのことが出ていましたが、中学校の場合には教育委員会や就学支援委員会とかがあって、かなりいろいろな相談に乗ってくれます。でも、高校の場合には、そういうのが保護者、生徒の意思によるものが結構

強く出てくるので、15ページの5、教育委員会による支援というところをもうちょっと強く打ち出してもいいのかなという気がします。ただ、余り支援が強過ぎると、高校の自主性、独自性がなくなってくるので、そこは迷うところです。御意見いただけたらと思います。

以上です。

【岩井主査】 生徒の情報を次々に伝えて支援を円滑に進めていくというのは本当に大事な問題で、個人情報ということももちろんそうなのですが、ここのバランスをうまく考えていかないと、余り個人情報を強調してもだめだし、学校間で勝手にやりとりしてもだめだしという、このあたりのところは本人も自覚した上で、そういう支援を求めるような仕組みを提案していくことが良いのではないのでしょうかね。

他にいかがでしょうか。はい、笹谷委員。

【笹谷委員】 度々で申し訳ございません。

私、この中の11ページの丸の最初のもの、教育課程上の位置付けについては、以下のよう論点で検討する必要があるということで、中央教育審議会に係る部分ですので、ここで深めることはちょっと難しいなと思いながらなんですけれども、きょう、私、出掛けに慌てて作ったA4のものがありませんけれども、要は、どういうことになりそうかといいますと、そのA4の表を見ていただきますと、高校の教育課程は、このような各教科と科目が標準単位数が幾つで、そのうち、必修修しなさいというのに小さな丸を付けました。三角を付けたのは、その中から一つ取りなさいということで、かなり柔軟度がないわけですね。

そうしますと、この状態から次期学習指導要領の話を始めるとすると、一番大きな可能性としては、教科のところの総合的学習の時間の下に、新しく自立とか社会接続という教科ができる可能性も一つある。それから、そうではなくて、教科の中の科目のところ自立につながる科目も置くという考え方も出てくるだろうと。それから、Cはまだどこでも余り出ていないのですけれども、標準単位数を週に4時間やるのではなくて、その生徒さんによっては、この4時間のうちの2時間は自立活動の内容に変える。ほかのお子さんが4時間やるところだけれども、このお子さんは2時間、残りの2時間は自立活動で自分の特性を発見してもらおうという、大体三つのパターンが具体的には考えられるだろうと思いますので、学習指導要領の中にどのように位置付けるかというお話になると、恐らくかなり技術的なお話になるだろうと考えております。

それから、単位認定、学習評価の在り方というのは、そこにも絡んできますけれども、その三つのパターンによって、どのパターンであればどういう単位認定、学習評価の在り

方があるかという話にもなってくると思っております。

今のところ、学校の方では、私どもは研究開発ということで、自立活動になぞらえた領域をやっておりますけれども、高等学校の工夫の中では、学校設定の科目を設けて、その科目の中で自立に向けた支援を行っているというところがあると。そういうことを少しお話ししておいて、高校の標準単位数とか必修修はなかなか分かりにくいので、きょう、資料をお持ちしました。

そういうことで、これがパブリックコメントに出ますと、11ページの、どのように教育課程上の位置付けをするのかというところは、もしかすると最初にいろいろな意見、議論、アイデアが出てくるかなということをちょっと思いました。

以上でございます。

【岩井主査】 ありがとうございます。今の話題は、中教審の動きの中で何か機会があれば、そのようなことも含めてお伝えしながら検討していただくというふうなことでよろしいのでしょうか。今、笹谷委員からお話がありましたけれども、特に関連して何かありますか。とりあえずそこはよろしいですか。

改めまして、他に。村野委員、お願いします。

【村野委員】 町田の丘学園の村野です。

14ページの1、学校説明会等における説明というところで、是非検討というか、入れていただきたいと思うのは、入学者選抜における障害のある生徒への配慮ということに関しては、各学校でやられていて、統計も出ていますけれども、全体できちっと説明をしていくということが必要じゃないかなと思っています。特に、個々の相談ということではなくて、学校がこのことについて全体に説明をしていく、そして、中にはそのことを相談することが合否に影響するのではないかというような生徒や保護者がいるのは事実じゃないかなと思うのです。その辺を広く告知することで、相談しやすくする、3のガイダンスの方につなげていけるような書き方をしていただけるとありがたいなと思っています。よろしくお願いたします。

【岩井主査】 そうですね。生徒のことを理解していただくというだけではなくて、前の高校ワーキングのときも入り口と出口の話があって、入り口のところで配慮したものは、当然、学校在学中もそうだし、出口についてもという、その支援の流れを少し明確にしていく必要があるということですね。

他にありますでしょうか。では、水野委員、お願いします。

【水野委員】 静岡県教育委員会の水野です。よろしくお願いします。

先ほど少し議論になったところかもしれませんが、13ページの5番の指導形態のところ、前回の会議では自校通級と他校通級の話があったかと思うのですが、今、静岡県の教育委員会が行っているコミュニケーションスキル講座は他校通級でございまして、ちょうど受講者のアンケートがまとまったものですから、そのデータをたまたま今お持ちしているものですから、少し結果を話させていただければと思います。私どもとしましては、できれば他校通級ができる余地を残しておいていただけるとありがたいという意味で話をさせていただきます。

保護者の意見の中に、1年生の保護者からの意見なのですが、このコミュニケーションスキル講座を受講して、高校生になったら中学校よりもずっと支援が少なくなると聞いていたので覚悟を決めていたが、実際には中学校よりもずっと手厚く、先のことまで考えた支援を受けることができ、高校卒業後の不安も少なくなりつつあるというような意見を頂いております。

指導の連続性ということ考えたときに、小・中学校のものを丁寧に引き継いで高校で指導するという観点と、最初の回から話がありますキャリア教育の視点で、生徒が生涯学習をする上で、やはり高校の通級の必要性というものがそこには描かれているのではないかなと思います。

それから、データでの話なのですが、適切な人数なのですがけれども、私どもで自校通級で講座を受けるという選択肢がないからかもしれませんけれども、本年度、コミュニケーションスキル講座は1グループ12人で、通年で14回行っております。12人のグループに関して、生徒12人にアンケートを取ったところ、受講生徒の人数が12人でちょうどよいと回答したのが11名おります。少ないと回答した者が1名ということで、もっと少ない方がいいという回答が今回はありませんでした。そうしますと、今回、私たちの講座に参加をしてくれている生徒は何を望んでいるかということ、ある程度まとまった集団の中でコミュニケーションスキルを磨くということを望んでいるのではないかということが考えられます。

ちなみに、最も有意義だったことということで、生徒の回答としましては、ソーシャルスキルトレーニングが12分の4、農業実習が12分の4ということで、8名に関してはソーシャルスキルトレーニングと農業実習がいいと回答しております。保護者としては、ソーシャルスキルトレーニングが7、農業実習が2、教員はソーシャルスキルトレーニングが8と出ておりますので、生徒、保護者、教員の順にソーシャルスキルトレーニングの必要性を感じ

ているということが言えるのではないかなと思います。

講座内容の要望としましては、コミュニケーションスキル講座に取り入れてほしい活動の中に、いろいろあるのですけれども、集団の必要性ということで、アンダーコントロールを入れた方がいいというような回答があります。あと、実際できるかどうかは別ですが、これも毎年保護者からの回答の中にあるのですけれども、宿泊体験を入れてほしいという意見も頂いております。あと、簡単なスポーツを取り入れてほしいとか、ダンスを入れてほしいとか、そういったものなんかも入っているものですから、集団での講座の必要性というものが、ある程度、ニーズがあるのかなという印象を持っております。

以上です。

【岩井主査】 ありがとうございます。他校通級も余地を残しておいてくださいということでしたが、この辺は先ほどの学習指導要領への位置付けとか、その辺とも深く関わってくると思いますので、これからのスケジュールの中でその辺が練られていくのだと思いますけれども、御意見は御意見として承っておくということで。他には。

三代委員、どうぞ。

【三代委員】 失礼します。島根県の三代と申します。

15ページの一番下のところにあります、以前からこの会で話題になっております高校の場合の通級による指導の終了のことについてなんです、こここのところで触れていただいております、高等学校の場合、単位制のこともあって話題になってはおりましたが、どこで終了するかという手続上のことはこういうふうにとということなのですが、ここについて、あえて具体的にタイミングとか単位のこととかというのは、学校現場とか状況に合わせてという意味で、この文で収めてあるのでしょうかという質問です。

【田井特別支援教育課専門官】 御質問いただきました、単位との関係でございますが、先ほど申し上げましたように、まだ単位化するかどうかも含めて、そのあたりが今後、また中教審の方で議論して結論を出すということになっておりますので、余り単位化を前提とした記述というところはしづらい部分もございまして、こちらについてはこういった記述にとどめさせていただいております。

【岩井主査】 なかなか今の段階で明確にできないということですが、そういう表現になっていると。御意見あれば。

【三代委員】 この高校の通級によるところで、開始のところに関しても対象の生徒さんのことで今、先ほどから話題になっている手続的なことが、いろいろな報告ですごく整

理されて積み上がってきて、これだと学校現場もこれから通級の手続きができるなというところと、終了といったところが、そのことも最初に研究指定の授業始めるとき話題になっていまして、小学校、中学校から終了時のものがあるということで、今、本件の研究指定校の場合は、終了ということについての課題がなくなって、結局、終了というのではなく、質を上げた指導や支援という方に発想の転換になったのだと思うのですが、高校3年間といったところで、つなぐといったところで、今の現場はどうも終了というところが話題にならなくなっており、それを次にという話になっています。研究指定なので、生徒も若干、来年どうしようかなというのは素直な気持ちであるのですが、指導側としてはせっかくここまでやったのを学校教育のところではなく、社会につなげる方に次にステップアップさせたいという指導者側の気持ちも出てきていて、では、そこをどうつなげるかというのが、3年次の課題でもあります。

【岩井主査】 生徒として、入級と退級のプロセスを考えておこうということですので、こういう制度があるからみんな1年間とか、そういうことではないので、そこはそちらの三代委員のところの研究の成果はまた生かされてくるのだとは思いますが。

大南委員、どうぞ。

【大南委員】 大南です。校長のリーダーシップという用語が15ページと19ページに出てくるわけですが、平成19年4月1日に初等中等教育局長通知が特別支援教育の推進のためというタイトルで出ていますが、その中の最初のところに校長の責務というのがあります。その中で、校長はリーダーシップを発揮して云々、ですから、15ページか19ページの下のところ、局長通知の一部を引用して、校長先生方に根拠としてはここにありませうという。意外に読まれていない部分だろうと思うのです。いや、校長先生方は、もちろん自覚というか、認識はされていると思うのですけれども、通知そのものを読むというのは滅多にないと思うので、掲載していただくと徹底するかなと思いました。

以上です。

【岩井主査】 ありがとうございます。それでは、最後まで含めて協議をしていきたいと思しますので、4ポツの高等学校における通級による指導の制度化に当たっての充実方策、そして最後の5ポツの今後の課題というのも含めて、御発言をお願いします。

村野委員、お願いします。

【村野委員】 町田の丘の村野です。質問です。19ページの一番下に、「就労支援コーディネーター」という言葉があります。注釈24番の文部科学省においては、下のところで

すけれども、平成26年度から就職支援コーディネーターの配置等を推進する委託事業を実施しているとなっていて、就職支援コーディネーターという形で書かれています。チームとしての学校の在り方と今後の改善方策についての答申の中でも、就職支援コーディネーターという用語を使っているのですが、ここで就労支援コーディネーターという用語を使ったのはどういう経過でしょうか。

【田井特別支援教育課専門官】 特別支援教育課でございます。こちらで「就労支援コーディネーター」という言葉を本文の方で使っている理由でございますけれども、「就労」というと一般の就職と福祉就労両方含む幅広い概念ということで、本来であればこういった幅広い概念で用いる方が望ましいだろうということで本文の方はそのような形にさせていただきます。

注釈のところを書いてあるものが、文科省の事業として今、実施して、全国に就職支援コーディネーターを配置しているものでございまして、その説明になっておりまして、その事業の中で就職支援コーディネーターという言葉を使っておりますので、こちらの方はそういった記述になっております。その点、ちょっと整合性がとれていなくて大変申し訳ございません。

【岩井主査】 説明が不十分ということでしょうかね。

【村野委員】 もしそういうことであれば、少し説明を加えとかした方がいいのではないかなと思いますので、よろしくをお願いします。

【岩井主査】 ありがとうございます。他いかがでしょうか。

笹谷委員、お願いします。

【笹谷委員】 神奈川の綾瀬西の笹谷でございます。19ページになりますけれども、学校の役割という中の白丸の中の三つ目になりまして、このページの二つ目になります。この白丸の後半の3行のところなのですけれども、通級による指導以外の授業について、障害のある生徒にとって分かりやすい授業は、障害のない生徒にも分かりやすい授業であることを踏まえ、これは当たり前のことなのですが、これらはほんとに今回の制度の肝になる部分だと思っております。

このことがあるがために、卒業までとり着ける生徒が多くなってきていると思います。このことを実は16ページで、4ポツの前の白丸で非常に涙が出そうなすばらしい文章が書かれていまして、担当教員に必要な資格という中には入っているのですけれども、この三つ目の白丸のところ、特定の教員のみが対応すればよいと考えるのは誤りである。それ

から、障害のある生徒の学びの充実のためには、他の全ての授業においても工夫・改善が必要であるということが書かれていまして、こちらも非常に良い文章なのですが、ただ、16ページとそれから今お話した19ページが同じことが分かれて書かれていますので、これがどちらかに整理されるのか、あるいは分けて書きながら、それぞれの項目に合った書きぶりに直すのかということが考えてきたところです。両方とも大事な文章なのですが、16ページの方の文章を19ページに持ってくることも含めて、少し検討できればと思っております。

私、リーダーシップを発揮しなければいけない校長としましては、この文章が制度設計の中に書かれていると大変力強く頑張ろうということが言えるかなと思っております。

以上でございます。

【岩井主査】 多分、リーダーシップを発揮する今後の校長先生としては、どちらなのでしょうかね。学校の役割でもいいし、学校の役割の方がきっとみんなに話ができるということなのでしょうかね。

他に、いかがでしょうか。

【高岡委員】 充実方策の中で、17ページの一番下に就労後を見据えたということで、必要であるというふうに3行書いてあるのは、非常に大切なことかなと思っております。ただ、最終的には就労なのですが、高校卒業後、大学に入るお子さんもこの頃は非常に増えていくと思います。このファイルの関連資料の中の参考資料の最初、1、特別支援教育関連資料の最後のページにも、障害のある学生の在籍者数ということで、発達障害のお子さんが大学へ行くケースは非常にこのところ増えているということを見ると、大学等、上級学校とっていいのか、の連携という言葉も是非入れていただければありがたいかなと思っております。

以上です。

【岩井主査】 今御指摘のあったのは、すぐ上に進学や就職等における活用の促進というくだりがあるので、そこと合わせて考えていくと、一応20ページの学校の役割の最後の丸のところ、大学に進学する生徒についてのキャリア支援等に生かせるような個別の教育支援計画や個別の指導計画の引き継ぎというのは書かれているのですけれども、どうでしょうかね。17ページのところも、流れの中では進学も含めて入れておくということの方が違和感がないかもしれないですね。

他にいかがでしょうか。中田委員、どうぞ。

【中田委員】 中田です。今御指摘があった同じ場所なのですが、17ページの下から2番目のあわせてという、就労後を見据えたという文言なのですけれども、就労後を見据えたということになると、就労した後ですぐ辞めないで継続するという資質を蓄えるという展望も出てくると思うのですが、一つには就労までこぎ着けるという意味合いもあるので、その辺のニュアンスを出していただけると現場のニーズに合っているかなと思います。就労は比較的たやすいであるが、なかなか就職した後、すぐ崩れてしまうということではなくて、就労自体が困難であるというケースも結構多いものですから、そこをまず達成しということで、就労を見通し、就労後を見据えたみたいなニュアンスの言葉になると分かりやすいかなと思いました。

【岩井主査】 どうでしょうか。

他にはありますか。大南委員。

【大南委員】 今の中田委員の発言を、私も思うのですが、現在、社会福祉法人に関わっているのですけれども、作業所に高等学校、あるいは専門学校、それから短期大学を卒業した人たちが入ってくるのですが、皆さんカルチャーショックを受けています。というのは、知的には遅れがない、若干あるとしても頭では分かっているのですけれども、作業を実際にやってみると、特別支援学校、旧養護学校の高等部を卒業した人たちにとても追いつかない。こんなはずはないと思ってもなかなか。それから、私はこういう仕事をやるためにここへ来たのではないのだろうかという、非常にいろいろ考えて悩んでいる様子を施設長からいろいろ聞いて、今の中田委員の御発言はかなり大事で、確かに就労できなくて、福祉の施設、施策を利用するという、そういうことも結構あるのではないかと思います。私のところでも、今、数人そういう方が利用されています。だから、ここは先ほど進学の話が出まして、17ページの白丸の二つ目のところには就労、進学となっているわけで、ここに等が入るということを考える必要があるのかなというのを、今お話を伺いながら感じました。

以上です。

【中田委員】 今の大南委員さんから、ありましたけれども、私も高等学校の生徒を見ているので、いろんなケースがあります。手帳は取れた、しかし障害者雇用枠で入ったら、特別支援学校の作業能力の高い生徒たちに太刀打ちできない、そういう生徒がいました。仕方がないのでやっているうちに、何かうまくマッチングしまして、一般就労で入ってしまった、手帳は使わないという形の人もいますし、そこら辺のところはここに研究開発

という言葉がありますけれども、比較的今まで未開発といいますか、誰も触れてこなかった部分なので、高等学校でどのようなことを教えるとその辺がさらに力が付くのか、特別支援学校はどのぐらい参考になるのか、知見がということで、かなり幅広の研究を進めていかないと解決しないかなと思います。御意見と全く同じ方向性で、これから実践を一番重ねなくちゃいけない部分かなと思っています。

【岩井主査】 ありがとうございます。では、市川委員。

【市川委員】 日本発達障害ネットワークの市川でございますが、私はずっと欠席していて、今回来たので何だかよく分からないところがあって、申し訳ないのですが、小中の延長上というのは変な言い方ですけど、通級を作るというイメージだとすると、ちょっと気になっているのが5ページの欄外に発達障害等困難のある生徒の進路に対する調査が2.2%と書いてあって、確かに小・中学校だと6.5%とかいうのがどっかあったような気がしますし、そもそもこれらの対象になる人はどれぐらいの数を見込んでいらっしゃるのかというのを、教えていただきたいと思います。11ページの欄外のところに丸1から丸8まで、いわゆる以前作りました学校教育法施行規則140条が書いてあるのですが、具体的にどんな通級学級ができるのかなというのが、ちょっと今の中学校や小学校のイメージ持っているんですけど、高校でどんなのを作られるのかなということ。

それから、先ほど多分中田委員がおっしゃったと思います。私は東京しか知らないのですけれども、今もう就労を希望する方が、特別支援学校高等部に殺到してしまっていて、知的障害のあるかないか分かんない人も、私のクリニックに来て、知的障害があると書いてくれという山のように書類が来ていて、書かないとお母さんから「うちの子の将来を潰すのか」とか言われるという状況もあります。逆に言えば、ニーズは高いのかもしれないのですけれども、この通級制度ができることによって、そういうのに少し何か変わってくるといってお考えになっていらっしゃるのかどうか、もしそういうようなことが分かたら教えていただきたいと思います。ちょっと文言をどうするじゃなくて申し訳ないのですが、どなたでも結構なのですが、お答えいただければと思います。聞いてはいけないこと聞きましたかね、そんなことないですか。

【柘植副主査】 とても重要な質問だと、発言だと思います。後でちょっと発言しようかなと思ったのですが、その話が出たので。実は、18ページの一番上の丸のところ、さらに、通級による指導の制度化の後においても、国は、全国的な進捗状況や制度化に伴う成果・課題等を把握して、その結果に基づいて、適切な時期に制度の見直しを含めたフォ

ローアップを行うべきである。ロードマップの中にもそのことが、一番上の行かな、書いてあって、とても重要なことだと思います。

それで、例えば先ほど15ページの判定の手續、終了の話が出ましたね。小学校の言語通級はたくさんあるのだけど、中学校になるとがたっと減るのです、改善されてしまうのでしょうかね。でも、発達障害関係の通級は中学校でどんどん増えていって、先生方に話を聞くと、なかなか終了できない。今、先生の話聞いていて、終了ではなく、次の課題が出てくるので、社会につなげていく、そこを指導するのだ、なるほど、と思いました。

あるいは、13ページの指導形態のところ、水野委員が発言されたことは、私非常に重要だと思います。集団、何人ぐらい、どういう内容、SSTとか農業とか、どういう方法、そしたらこんな結果が出た。話を戻しますと、要するに、18ページの一番上ですが、これまでの小中学校の通級で一体、知的も含めて、どういう状態でどういう成功があったのか、何がうまくいかなかったのか、先ほどの自立と教科の補充との関係、あれはもしかしたら高等学校の方が先んじて動いて、先に走っていた小中学校にいい影響を与えるかもしれないのですが、つまりこれからこれを始めることによって、どのような影響があるのかということをやっぱり5年、10年丁寧に見ていくということをきちんとやらないといけないのだからと。モデル校の約30校で進めてくださっていますが、1回目のときに資料見せていただいて、ざっと見ましたけど、おもしろいですね。一体、何人の子供がそれに対象になって、どんなふうに1年、2年、3年変化したんですか、知りたいですという発言を私して、多分議事録に残っていると思いますけど、そういったものをやっぱり丁寧に見ていかないとまずいのだろうと。それをやることによって、一体どういうふうに課題が整っていくのかということが見えてくるのだろうと思います。とは言いながら、5年、10年して見えてくるのではなく、こういう課題があるのでそこを何とかしたい、だからこういう制度を作ってこんなふうに持っていきたいという予想も必要だと思いますね。その二つが本当はうまく具合にかみ合いながら進んでいくといいのだろうとは思いますが。18ページのところ、指標という言葉を入れると分かりやすいかとも思います。中途だとか、あるいは学習の学びがこんなに増えただとか、人間関係がこんなに豊かになったとか、そう変わらなかったとか、自尊感情はチェックリストに掛けたらこんなに高まったとかというような、幾つかの、そんなにたくさんやる必要はないので、幾つかの指標を用意しながら、ちょっと丁寧に、詳細にこのフォローアップをしていくという仕掛けというのが、非常に重要であると思います。

以上です。

【岩井主査】 ずばりイメージを聞かれても、やっぱりなかなかイメージというのは、少しずつモデル校も様々な取組をしているということです。ただ、そういう支援を必要としている生徒さんがいるということに対して、どういうふうに応えられるかという話で進んではきているところです。

【西川委員】 失礼します。日本肢体不自由教育研究会の西川と申します。とても丁寧にこの報告案をまとめていただいて大変感激しているところでありますけれども、この報告につきましては、高等学校における通級ということで、高等学校のことが主体にずっと書かれていて、教育委員会の役割も書かれてはいるんですが、特別支援学校についてはほとんど触れられていません。しかし、特別支援学校の役割としては、在校生に対するきめ細かな指導と同時に、地域の障害のある子供たちのいわゆる中心校として、地域の小中学校への支援なども含めて、大変重要な役割を担っているということがあるので、その辺のところを見てみたところ、教育委員会の役割のところを18ページのようなところに、おそらく専門家チームとか、そういった中に含まれるのかとは思いましたが、どこかに特別支援学校のことも、いわゆる支援するというのでしょうか、そういうようなことで何か必要はないのかという感想を持ったのですが、皆さんいかがでございましょうか。高等学校が主体ですので、それは言わずもがなであるという前提であれば、それはそれで当然だと思うのですが。

【岩井主査】 どうぞ。

【田井特別支援教育課専門官】 どうもありがとうございます。特別支援教育課でございます。御指摘の特別支援学校に関する記述でございますが、18ページの上から三つ目の丸の最後のところですが、高等学校が専門的な知見を得るための手段として書かれている部分ですが、最後から2行目のところに特別支援学校のセンター的機能の強化等により、高等学校への支援体制を強化することが望まれるという記述はさせていただいているところです。

【岩井主査】 西川委員、もう少しという感じなのでしょうか。

【西川委員】 熱心な学校はとても熱心ですね。そういったサポート体制を組んで定期にやっているところはあるにしても、学校によっては余り消極的なところも一部には地域によってもあったりするので、ここに書いてあるということでもちろん分かりましたので、大丈夫です。

【岩井主査】 ありがとうございます。センター的機能が位置付けられたときに、やはりなかなか特別支援学校は、小中学校のことはあまり知らない中で支援するというのは、非常に難しかったことがあると思います。今は、それぞれ高校と特別支援学校で連携を持っているところも結構ありますが、場合によっては高校のことをよく分かってない状況はあるかもしれないので、特別支援学校にもこういう役割は今度高校でできたときには、ますます期待はかかるよということはあるかもしれないですね。

笹谷委員。

【笹谷委員】 綾瀬西の笹谷です。今のお話、とても興味深く聞かせていただきまして、特別支援学校の校長先生と話すときに、この頃話題になるのは、特別支援学校に助けてもらうとか、特別支援学校のセンター的機能の強化というところで、我々も支援してもらおうということばかりを言いますが、ふとそのとき出たのは、高校にうちの生徒が行けるような、そういう授業ありませんかとか、高校にうちの生徒たちがチャレンジするような場を作ってくれないかということをおっしゃられて、それはやはり欠けていた部分で、我々はしてもらうことばかりでした。それで、そういうことでやっぱりギブアンドテイクの関係に広げていければ良いというのが、このセンター的機能の中に入っていけばというのが一つあります。

あと、本件では、これ3年目なんですけれども、人事交流を特別支援学校と高等学校の教員で人数を決めて行うようになって、今度の4月に初めて特別支援学校で2年間勉強した高校の教員が15人戻ってくるということがあります。ですから、それがどのような力を持って、若い先生方が戻ってくるかというのも来年になると、一つ報告ができるかと思えますので、教育委員会の役割の中で、やはり特別支援学校との人事交流とか、あるいはギブアンドテイクというところまでとって、教育委員会が音頭を取っていただくとともに深まっていくなという事は、この頃考えております。

【岩井主査】 ありがとうございます。人事とかそういった問題は各県によってかなり仕組みが違うので、そこはそれぞれの特長を生かした上で、こういうことも考えられるという書き方になるでしょうね。

きょう、この概要版とロードマップが出ていますが、これについても何か御意見があればお聞かせいただいで、まとめたいと思います。

【中田委員】 中田です。概要を見ておりまして、静岡県の他校通級に関する案、実践については私もすごく興味深く思っておりますが、制度設計の在り方の指導形態のところ

で、他校通級のところに「生徒の自尊感情に配慮できる」と書いてあって、じゃあ自校通級は配慮できないのかみたいな感じになるので、いずれにしても、こういう配慮は必要があるので、何とかなどというふうに……。ちょっと端的すぎるので、こっちは配慮できない、こっちはできるみたいな形で捉えられるおそれもあるので、ちょっとその辺、整理の仕方、看板の出し方の問題もありますから、よろしくお願いします。

【岩井主査】 ありがとうございます。そうすると、さっきの大南委員の御意見からすると、指導形態じゃなくて、ここは実施形態。

【中田委員】 できれば。

【岩井主査】 そこは検討させていただくということで。

他はいかがでしょうか。

【柘植副主査】 はい。

【岩井主査】 はい、どうぞ。

【柘植副主査】 2-1、2枚ともとても分かりやすく書かれているなというふうに思いました。先ほど発言した18ページが一番上のフォローアップの件ですが、実は同じような文言が21ページの最後の下から3つ目のパラグラフにもやっぱり書いてあって、これは重要だから書いてくださっていると思いますので……。この図の中でも、一番下の制度化に当たっての充実方策、丸が3つあって「国は」、「教育委員会は」、「高等学校は」とありますが、国だけに書くのか、学校は学校で、教育委員会は教育委員会できちんとフォローアップしていただきたいので、1行、何とか入り込めませんかでしょうか。

以上です。

【岩井主査】 他にありますか。

【中田委員】 1点だけ。概要ですけれども、一番上の現状と制度化の意義というところで、一番上の丸が、「中学校で通級による指導」という始まり方をしている、2番目の丸が「『インクルーシブ教育システム』の理念も踏まえ」ということで、こちらの方が大きい構えになっている。つまり、中学校での通級による指導ということについての補足、補強説明としてというように見えるかなという感じがするので、これを逆にするとまずいでしょうか。こういう理念を踏まえて、障害に応じていろんな指導をできる、やる必要があると。中学校でもこういうことがあるので、それを充実させるというように。端的に、通級をどうするかという話なので、看板としての出し方として、比較的、実践的な話が上であって、下が理念的という、普通は理念を掲げて、この中の一つとしてやっていくという方が後々

説明しやすいのかなと思います。つまり、通級による指導のみが切り札ではないわけなので、そのうちの一つとして、今回は通級の方に切り込みを図るという方がいいのかなと思いましたが、いかがでしょうか。

【田井特別支援教育課専門官】 どうもありがとうございます。御指摘を踏まえまして、記載の仕方を工夫したいと思います。

【岩井主査】 ほかに。笹谷委員どうぞ。

【笹谷委員】 たびたびで申し訳ないです。綾瀬西の笹谷でございます。概要の方の資料の2-1と2枚目のところ、1点ずつですが、制度設計の在り方のところで、全日制、定時制及び通信制というのが④にきていますが、是非、これを①にもってきていただいて、これは高等学校は全日制、定時制、通信制全てが入るといえることが見えるといいかなと思います。やはり、この1枚にしてしまうと、何となくイメージする高等学校になってしまいますので、やはりこれは全日制、定時制、通信制も全てでやるということが少し分かりやすくなるには、真ん中のところ、学校の特徴の最初の部分、全日制、定時制、通信制を入れて、教育課程の編成の方がいいかなという感想を一つ持ちました。

それから2枚目は、これは感想というか、自分だけの思い込みですが、このロードマップでいきますと、31年、32年というところは恐らく、神奈川県に限らず、少子化と過疎化がさらに進んでいる可能性がございますので、例えば、国の環境整備のところ、グッドプラクティスの収集発信というところが、もしかすると、もう全入になっている。それから、全ての高校の統廃合がさらに進んで、その地域の子供たちがみんな入ってくる学校がもう始まっているということで、そういう意味の人口がどんどん縮小していく地域性の中で、どのような取組が功を奏しているかということも収集発信できればなと思っています。東京で会議をしていますと、何となく首都圏の高校をイメージしてしまいますが、恐らく、環境整備の中の大きな国の役割としては、その人口減の地域で高校の統廃合が進んでいく中で、さらにどういうモデルが作れるかということも、ロードマップに入ってもいいかなという感想を持ちました。

あくまで感想になります。以上です。

【岩井主査】 ありがとうございます。

御意見たくさん頂いていますが、残りが30分となりましたので、このあたりである程度、取りまとめをしたいというふうに思います。本日、様々な御意見を頂きましたが、これらの御意見を踏まえて修正、それから本日から実施するパブリックコメントでの御意見を踏

まえた修正に関しましては、私に一任をしていただき、事務局とも相談の上、報告として取りまとめさせていただくということによろしいでしょうか。御意見を頂いた委員には、場合によっては個別に御相談いただくこともございますが、そのようにさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、そのように進めさせていただければということで、パブリックコメント等の御意見は大幅な修正が発生した場合には、皆様に事務局から御連絡を差し上げる可能性もありますので、念のため申し伝えておきます。また、本日お伝えできなかった御意見のある委員は、事務局に対して直接メール等でお伝えいただきたいというふうに思います。メールでの意見の締め切りはどのくらいになりますでしょうか。

【田井特別支援教育課専門官】 御多忙の時期に大変恐縮でございますが、3月4日、今週の金曜日までにお願ひできればと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

【岩井主査】 非常にタイトなスケジュールですね。

それでは、これで一応の取りまとめがなされたということで、これまで様々に御発言を頂いた各委員の皆様から、最後に一言ずつコメントを頂ければと思います。時間が短くて恐縮ですが、お1人2分程度で、私の隣の中田委員から時計回りで、最後に柘植副主査と私が話すということで、どうぞよろしくお願いいたします。

【中田委員】 1回目と2回目はちょっと病気しておりまして、休みました。それ以降は毎回出させていただいて、実は、高等学校ワーキング・グループの平成21年のときにも委員として参加させていただきました。それからこれだけ年月がたって、間に、実際に高等学校の校長の経験がありまして、小・中学校で勉強でも苦戦したかなという子たちが入ってくる高等学校の校長をやっていたので、いろんな支援の仕方について我々がきちんと勉強して、これを機会に、高等学校が考えるきっかけになればいいかなと思っています。

このままずっといって、高等学校は高等学校であるという枠組みではなくて、高等学校もいろいろ考えなくてはいけないと思います。そのうちの一つの方策が示されたということで、この方策だけではなくてその次の段階に、じゃあ今度は高等学校の方から是非、次の一歩は高等学校としてこういう線でやってみたいというようなものが出てくるような形になれば、一番いいかなと思っています。

どうもいろいろありがとうございました。

【西川委員】 大変、画期的な報告をまとめていただいた事務局の皆さん方に感謝申し上げます。

私、個人的には、特別支援学校の仕事がすごく多く、長く携わってきた人間なんですけれども、大学はもちろんまだ宿題もあります。ただ、高等学校を含めて、いわゆる多様な連続性のある学びの場というのがこれをもって整備できていくということで、私、個人的には、特別支援学校の先生方にも是非、積極的にいろいろと地域の高等学校さんも含めて、いわゆる懇意にお付き合いをしていただいて、本人たちに還元できるようなことを御尽力できるようにということで、またお願いをしたいと思っております。

どうもありがとうございました。

【三代委員】 失礼いたします。本事業は高等学校における事業ですが、私はもともと特別支援学校の教員です。教員になったときに、まさか高等学校で特別支援教育が行われるということは頭になく、二十数年たって、この制度化に携わらせていただいたことに本当に感謝申し上げます。

まだ、事業は来年1年もありまして、実はまだまだ課題もありますし、あれもやってみたい、これもやってみたいというのを高等学校の先生と一緒に考えておりまして、この後、この事業はまだ改善、見直しということがあったので、どのようになるのだろうかという期待もしております。

本当に貴重な経験をさせていただきました。これから、本当に高等学校の先生のこの今熱い、意欲に燃えた現場の姿勢を大事にしながら、特別支援教育を進めていけたらと思っております。

以上です。

【水野委員】 静岡県の水野です。今日、3月1日が卒業式でして、毎年この時期になりますと、自分の出した卒業生は今頃何しているかなということをじーんと考えます。現場を離れて今、7年ですけれども、また卒業生が出せるといいなと考える次第です。

これは私の持論ですが、共生社会って何なのかなということを考えたときに、私は英語の教員でして、グローバル教育とかなり重なる部分があるのではないかと考えております。私は昔、夏休みを利用して、よく1人旅に行っていたのですが、ヨーロッパが非常に好きで、ヨーロッパを1人で旅していると、やっぱりいろんな価値観の方と出会って、もし、自分がここで育ったら、多分また違った生き方があったのかなとか、あるいはもし自分の生徒がここで学んでいたら、多分また違った人生があったのかなということを思ったりもしました。日本は日本の良さが当然あるわけでしょうけれども、一方で、海外の中で、まだまだ日本がこれから学んでいかなければいけないということが、私はある

ような気がします。それと同時に、日本の良さを海外の方に、どんどんこれから伝えていくということも必要になるのではないかなと思います。

最後になりましたが、今回、このような機会をいただけて、勉強させていただいたことに感謝をしております。どうもありがとうございました。

【村野委員】 村野です。今回、この調査会議の方に出席させていただきまして、ありがとうございます。最初の方にお話をしたことが報告書の中にちりばめられている、特に、高等学校の特別支援教育の体制整備の充実が第一で、その通級だけが先行していくということではなくて、そこが一番の根幹であるということが、いろいろな場面で報告書の中に散らばっているということがとてもうれしいことです。

そして、笹谷委員からのお話もあったように、私は、この報告書の中で、障害のある生徒にとって分かりやすい授業は、障害のない生徒にも分かりやすい授業であることを踏まえると、そして、教員の指導力の向上に努めるという、ここが一番根幹だというふうに思います。そして、そのことが、互いに子供たち、生徒が認め合う、そんな学級を作ってほしいというメッセージも含まれていて、これをきっかけにして、さらに高等学校の教育の充実、そして、私は特別支援学校の校長ですので、センター的な機能を発揮して、具体的な支援をしながらネットワークを構築していきたいなというふうに思っています。

本当に、勉強させていただきましてありがとうございます。

【市川委員】 すいません、火曜日というのは私の外来日で、本日しか出席できなかったというのは、本当に申し訳ないと思っております。

ここに書いてあるとおりで、私もずっと発達障害、もう20年以上、30年ぐらいやっていますけれども、教育でいえば、初めは小学校で話題になって、中学で、高校でという流れの一貫で、やっぱり高校にも特別支援学級を作らなければならないのではないかというのは当然の帰結ではないかと思っております。

実は今、この上をいってしまして、大学があって、その先、企業の中で発達障害の方にどういう合理的配慮をしなきゃいけないかというので、私、いろいろ政府の中に呼ばれています。ここには2.2%で書いてありましたけど、厚労省では10%と言っていますから、広くとればそれぐらいいるかもしれませんし、実際の教育の方でも、この10年ぐらいは発達障害のお話をすると、通常学級の先生たちが皆さん気に入ってくださるようになって、いや、これを聞いておくと学級運営がうまくいくのですよねという先生が大勢いらっしゃる。もちろん、そうでない先生もいらっしゃるのかもしれませんが、そういう時代になってき

ておりまして、私はこれはその一環かなと思います。

私自身も本業は医療なのですが、学校の運営委員や学校医をしておりまして、今日は別に嫌みを言いに来たわけでも何でもなくて、単純に疑問をちょっと言ってしまっただけなので、申し訳ありませんが、よろしく願いいたします。

【大南委員】 大南です。通級が小学校で始まったのが昭和37年、1962年、今から50年ちょっと前。その頃は他校通級が中心で、教育課程外の活動が中心だったわけで、それが、当時はまだ養護学校教育の義務制は実施されていませんで、今とは事情が全く違うと思うのですけれども、それでも各市町村教育委員会、東京でいえば区も含めたところの努力と、それをやっていこうという先生方の熱意で通級はずっと進んできて、平成5年の制度化で一気に充実をしていったと思うんです。

ですから、高等学校の通級による指導も、恐らくそんな形をとっていくのではないだろうかと。他校通級が最初は主流になるのかもしれませんが、そして教育課程外で出てくる。それから、だんだん教育課程の中へ入ってきて、そして、今の小・中学校のような形になった。その点で、先ほどの18ページ、実際にこれが走り出した後に、それを担当している高等学校の先生方がこういう会議に参加されて、情報交換をして、新しい通級の在り方を検討していくと。

これは夢ではなくて、もう何年か後には実現するだろうと思います。それによって、通級による指導がさらに深まっていくのではないかと思います。

いろんな情報を頂けて、本当にありがとうございました。

【笹谷委員】 神奈川県綾瀬西の校長の笹谷と申します。新制高校ができて間もなく70年。私はインクルーシブ教育システムと組めれば、高校は生き残れるのだろうなと思っております。これが高校改革、中でも教員の意識改革の最大の最後のチャンスになると思っております。高校をなくさないでくれと、廃校にしないでくれと言われる高校になるには、もうここしかないかなと思っております。

それからもう一つ、私が非常に何とか頑張りたいのは、これはやはり高校、その後の若い世代の命を守り抜く、不幸な結末にならないために、やはり命を守り抜くというためにも、これはやり遂げなければいけないなと思って、大変勉強になりました。ありがとうございます。

【高岡委員】 府中九中の高岡です。私の立場は、前任校が通級のある学校の校長、今は通級のない学校の校長をしています。市川委員の病院に殺到しているということですが、

本当に、行き場のない子供たち、若しくは高校に入ったとしても続かない子供たちを、正直言ってたくさん見てきました。逆に、うまく自己理解が進み、将来の展望ができて、本当に笑顔で高校に通っている、すごく嬉しそうに報告をしている子供たちもたくさん見てきました。ですから、こういうふうな選択肢がきちんと制度として確立するという事は、非常にうれしいことです。

このことを、通級のいろんな先生方にこんなことが今進んでいますよというふうにお伝えすると、是非頑張ってくれと、やっぱり私たちもやりがいがあるというふうに、たくさんのお声を聞いていますので、このことがうまくいくことを非常に望んでいます。

かつて、やっぱり小学校からのつながりが課題だったと思います。ところがそれが、この特別支援教育が進むに従って、幼児期での早期発見、早期対応、それが小学校、中学校につながってきた現段階かなというふうに思っています。中学校の立場としては、次にこの高校へのつながりをどうしていくのかというのは、一つ大きな課題を頂いたような気がします。

私自身、配慮が必要な子供にとっての手だては、全ての子供にとって必要な手立てであると思って学校経営をしてきました。ですから、この制度設計によって、高校における特別支援教育の体制が整うということは、大変嬉しく思います。大変勉強になりました。ありがとうございました。

【柘植副主査】 仕事の関係で1回か2回お休みしたんですけど、とても楽しい、勉強になる会議だったなというふうに思っております。

二つお話ししたいのですが、それは1回目の会議のときに発言したこととほぼ同じだと思います。今から四、五十年ぐらい前に、特総研の初代の所長が、本の中で高等学校に特殊学級が必要だということを書いています。その本を今から二十数年前に初めて特総研に着任したときに、先輩からこれを読むといいよと言われて読んでいて、そこを私、すぐ気が付き、その先輩と話をしました。その後、いろいろな国を調べると、他の国は特殊学級がある、他の国は高校にもリソースルームがある、なぜ日本にはないのかと考えたことをよく思い出します。夜遅くまで何人かの同僚と特総研の中で話したことをよく思い出します。

あれから二十数年、やっと一歩踏み出すのだなということになって、とても嬉しい反面、なぜこんなに遅れてしまったのかととても残念な気持ちもあります。研究者の研究力不足、行政のただの努力不足、あるいは高等学校の先生方の努力不足、親の努力不足、原因はともかく、なぜこんなに遅くなったのかということがとても残念です。

しかし、始まるのであれば、思い切ってエネルギーを集中させて、2年、3年、あれから制度化されて2年、3年、5年たったけど、なかなかいいじゃないかと、よその国と比べて本当に遅れてスタートしたが、日本スタイルの高校の通級っていいじゃないかと言われるぐらいのところまでもっていきたいし、そうしないと恥ずかしいというか、見苦しいというか、研究者として嫌だなと思います。

最初の会議のときに、通級だけを議論しますか、それとも特別支援学級も議論をするんですか、高等学校における特別支援教育の推進に関する協力者会議なので、高等学校での特別支援教育、全体設計はどうするんですか、そこを議論しないで、まず一歩前に出るんですかという議論をしたと思うんですね。それはそれであると思います。山の頂上まで行くときに、全部の設計図を書いて上がる場合もあれば、ある程度設計図を作っておいて歩き始める場合もあれば、全く設計図を作らないでとりあえず歩き始める場合もあると思います。しかし、人口減少が始まるとか、お金がなくなってくるとか、いろいろな難題を抱えていく日本としては、やはり適当に始めてみるのではなく、しっかりと丁寧な設計をして、着実に成功を収めていきたいと思っています。

20ページの5の今後の課題のところ知的障害のことが書いてありますが、これからのいろいろな作業が始まると思いますが、通級の対象はとりあえずこれでオーケーでしょう、ルールが引かれるわけですので。じゃあ、知的障害どうするのか、ここが最後の砦です。ここをどうするのかということの本気で、あるいは急いで議論していかないといけないと思います。通級の制度が高校にできて、あれから四、五十年たって、じゃあどうするのかということではまずいと思います。ほぼ同じような歩みで、本当は全体的な設計をして進むとよかったのかなというふうにも思います。

二つ目は、今日もお話ししましたが、何を拠り所にしてこのような議論をしていって、制度を作っていくかということですが、もう少し、実態とか必要に応じてニーズというものを集めながら、そういう拠り所も大事にしながら設計をしていくということ、そのような習慣をもっと私たちはつけなきゃいけないんだろうなと思いました。

以上です。

【岩井主査】 十文字学園女子大学の岩井です。思いも掛けず、主査ということで話をまとめる立場にありましたが、なかなかうまく進められないこともありましたし、そこは委員の皆さんに本当に助けていただいたなど、特に副主査の柘植先生は、第1回目もまとめをしていただいたような気がします。それから、特別支援教育課の皆さんには本当にお世

話になって、毎回、私どもがいろんなことを言うのをいつも整理して、話の方向性を出していただいたような気がしました。

私自身は特別支援学校にずっといたわけですがけれども、東京の高校は、そういう意味ではかなりエンカレッジとかチャレンジとか工夫して、いろんな生徒たちを救おうというか、支援しようというふうな仕組み作りをしてきたわけで、40人のところを定時の3部制とかで30人の学級を作って、そういう支援をしていくような学校を作ったりしました。私の中では特別支援学校高等部もありましたが、間に連続するような20人ぐらいの学級とかがあるともっといいんだろうなど、そんなことも思っていたのですが、そんな制度はもちろんないわけで、少しでもそういうところに近付いていけるような制度ができるといいなと考えていました。

そういう意味では、高校が平成19年4月に特別支援教育は全ての学校でやると言いつつ、なかなか高校が進まなかったところは、やっぱり高校の中で核になる制度がなかったということも大きいのではないかと思います。そういう意味では、専門にそのことを進めるようなスタッフがいて、制度があって、これからそのような困っている人たちがいるという中で、この制度が生きてくるんじゃないかなと思っています。

皆さんも含めて、こういう制度を生み出していくわけですので、生み落としたら終わりではなくて、これからどう育てていくかというところで、引き続き、それぞれの立場から関わっていただきたいと思いますし、自分もそういうふうな立場で、これからもやっていきたいと思いますので、どうぞよろしくをお願いします。

6回にわたって、本当にありがとうございました。

予定した議事は終了ということで、閉会としたいと思います。平成27年11月、短期間の間に6回ということで、その都度活発な御議論をいただきまして、ありがとうございました。取りまとめがなされた後には、文部科学省において必要な制度改正や、充実方策といったことも引き続きしていただければ有り難いというふうに思います。

特に、事務局の方から何かありますか。ないですか。

それでは、大変ありがとうございました。これにて、閉会とさせていただきます。

— 了 —